

平成30年分の所得税確定申告について

平成30年分の確定申告を行うに当たり、次の事項が改正されておりますので、御注意して下さい。

平成30年分所得税の主な改正事項

1. 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

配偶者控除の額が次表のとおり改正され、**合計所得金額が1,000万円を超える所得者については、配偶者控除の適用を受けることはできないこととされました。**

また、**配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下**とされ、その控除額が次表のとおり改正されました。

<配偶者控除>

居住者の合計所得金額	控除対象配偶者の控除額	老人控除対象配偶者の控除額
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円
900万円超950万円以下	26万円	32万円
900万円以下	38万円	48万円

<配偶者特別控除>

「納税者の合計所得金額」と「配偶者の合計所得金額」に応じた控除額については、次のとおりです。

(1) 合計所得金額900万円以下の居住者

配偶者の合計所得金額	控除額
38万円超85万円以下	38万円
85万円超90万円以下	36万円
90万円超95万円以下	31万円
95万円超100万円以下	26万円
100万円超105万円以下	21万円
105万円超110万円以下	16万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

(2) 合計所得金額900万円超950万円以下の居住者

配偶者の合計所得金額	控除額
38万円超85万円以下	26万円
85万円超90万円以下	24万円
90万円超95万円以下	21万円
95万円超100万円以下	18万円
100万円超105万円以下	14万円
105万円超110万円以下	11万円
110万円超115万円以下	8万円
115万円超120万円以下	4万円
120万円超123万円以下	2万円

(3) 合計所得金額950万円超1,000万円以下の居住者

配偶者の合計所得金額	控除額
38万円超85万円以下	13万円
85万円超90万円以下	12万円
90万円超95万円以下	11万円
95万円超100万円以下	9万円
100万円超105万円以下	7万円
105万円超110万円以下	6万円
110万円超115万円以下	4万円
115万円超120万円以下	2万円
120万円超123万円以下	1万円

- (注) 1 合計所得金額が1,000万円を超える所得者は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。
- 2 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除を受けることはできません。

～参考～

- 仮想通貨の売却等による所得は、原則として確定申告をしていただく必要があります。
なお、仮想通貨に関する所得の計算方法等につきましては、FAQが国税庁ホームページに掲載されています。申告が必要な場合には御確認して下さい。
- 馬券の払戻金等による所得も、原則として確定申告をしていただく必要があります。
- ふるさと納税のワンストップ特例を申請された方のふるさと納税の申告漏れによる申告誤りが数多く見受けられるようです。
ワンストップ特例を申請された方でも
「医療費控除などの確定申告を行う場合」や
「寄附先が5団体を超える場合」は、
全てのふるさと納税の申告が必要となりますので御注意してください。
- 予定納税額の記載漏れによる申告誤りが数多く見受けられるようです。
予定納税額は、税務署から送付された「平成30年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」に記載されていますので、予定納税額の記載漏れのないようご注意ください。
国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーを利用して申告書の作成を行う場合、予定納税額の入力もれがないように入力時にご注意してください。
- 復興特別所得税の記載漏れによる申告誤りが数多く見受けられるようです。
確定申告書の作成に当たっては、復興特別所得税の記載漏れのないようご注意ください。

2. 医療費控除（平成29年から改正）

医療費控除については、医療費の領収書の提出・提示が必要でしたが、医療費控除の明細書を提出することにより、領収書の提出・提示が不要となりました。この場合、医療費の領収書については、自宅で5年間保存していただく必要があります。

また、健康保険組合などから「医療費のお知らせ」の交付を受けている方は、それを利用して医療費控除の明細書が簡単に作成できます。

特定の医薬品を12,000円以上購入した場合の医療費控除の特例、いわゆるセルフメディケーション税制があります。

セルフメディケーション税制の対象となる医薬品については、領収書に★印など表記がなされています。また、厚生労働省のホームページに対象となる医薬品の一覧が掲載されています。

通常の医療費控除とセルフメディケーション税制は、どちらか一方しか適用することができません。どちらの制度が有利かご自身で確認して下さい。

3. マイナンバー（平成28年から改正）

所得税確定申告書につきましては、マイナンバーを記載していただく必要があります。

・マイナンバー（12桁）の記載

申告書にはマイナンバーを記載する欄が設けられています。

申告者本人や控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などのマイナンバーの記載が必要です。

・本人確認書類の提示又は添付

マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者本人の本人確認書類の提示、又は写しの添付が必要です。

※控除対象配偶者、扶養親族、及び事業専従者などの本人確認書類は不要です。

マイナンバーカードを利用して、ご自宅等のパソコンからe-TAXで送信する場合は、本人確認書類を別途送付する必要はありません。

4. 復興特別所得税（平成25年から改正）

平成25年分から平成49年分までの所得税に、東日本大震災からの復興財源として、復興特別所得税が課税されます。

復興特別所得税の額

復興特別所得税の額は、

基準所得税の額の**2.1%**相当額です。

※復興特別所得税については、平成25年からの改正事項ですが、記載漏れ等が多いようですので、申告書作成の際には十分ご注意ください。